

市内医療機関の皆様へ

横浜市保健所長 田畑 和夫

**「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」(周知)**

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省健康局結核感染症課から、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」、事務連絡がありました。

つきましては、本通知について、周知いたします。

1 主な内容

今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について添付通知のとおり変更することとしました。

なお、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」(令和 2 年 4 月 2 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)は通知日をもって廃止します。

2 添付資料

- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」

(厚生労働省健康局結核感染症課、令和 2 年 5 月 15 日付事務連絡)

担当：横浜市健康福祉局健康安全課

健康危機管理担当 (電話 671-2463)

事務連絡
令和2年5月15日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等
における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日健感発0204第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等をお示ししたところです。

今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について下記のとおり変更することとしましたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」（令和2年4月2日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）は本日をもって廃止します。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

届出通知の別紙における「第7 指定感染症」の（4）イ及びウで示されている「新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とは、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アラブ首長国連邦、アルバニア、アルメニア、アンティグア・バーブーダ、アンドラ、イスラエル、イタリア、イラン、インドネシア、ウクライナ、ウルグアイ、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、オーストラリア、オーストリ

ア、オマーン、オランダ、カザフスタン、カタール、カナダ、ガボン、韓国、カーボベルデ、北マケドニア、ギニアビサウ、キプロス、ギリシャ、クウェート、クロアチア、コソボ、コロンビア、コンゴ民主共和国、コートジボワール、サウジアラビア、サントメ・プリンシペ、サンマリノ、ジブチ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、赤道ギニア、セルビア、セントクリストファー・ネイビス、タイ、台湾、チェコ、中国（香港及びマカオを含む。）、チリ、ドイツ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルコ、デンマーク、ニュージーランド、ノルウェー、バチカン、パナマ、バハマ、バルバドス、ハンガリー、バーレーン、フィリピン、フィンランド、フランス、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ベラルーシ、ベルギー、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ポルトガル、ホンジュラス、ポーランド、マルタ、マレーシア、メキシコ、モナコ、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア及びロシアとする。

2 適用日等

令和2年5月16日より適用することとし、同日以降の医師の診断より、届出通知の別紙「第7 指定感染症」の（4）イ及びウについて「発症前14日以内にアイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アラブ首長国連邦、アルバニア、アルメニア、アンティグア・バーブーダ、アンドラ、イスラエル、イタリア、イラン、インドネシア、ウクライナ、ウルグアイ、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、カザフスタン、カタール、カナダ、ガボン、韓国、カーボベルデ、北マケドニア、ギニアビサウ、キプロス、ギリシャ、クウェート、クロアチア、コソボ、コロンビア、コンゴ民主共和国、コートジボワール、サウジアラビア、サントメ・プリンシペ、サンマリノ、ジブチ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、赤道ギニア、セルビア、セントクリストファー・ネイビス、タイ、台湾、チェコ、中国（香港及びマカオを含む。）、チリ、ドイツ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルコ、デンマーク、ニュージーランド、ノルウェー、バチカン、パナマ、バハマ、バルバドス、ハンガリー、バーレーン、フィリピン、フィンランド、フランス、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ベラルーシ、ベルギー、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ポルトガル、ホンジュラス、ポーランド、マルタ、マレーシア、メキシコ、モナコ、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア及びロシアに渡航又は居住していたもの」と取り扱うこととする。

また、今後取扱いに変更がある場合、別途厚生労働省健康局結核感染症課より連絡する。